

## 平成24年度 第5回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

●日 時 平成24年12月21日(金) 午後1時30分～3時30分

●場 所 市役所 南庁舎5階 52会議室

●出席者 ・出席委員8名

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) ※会長  
田端 稔 (豊田商工会議所 副会頭) ※副会長  
秋山 道子 (市民代表 公募委員)  
宇野 幸伸 (あいち豊田農業協同組合 代表理事専務)  
澤田恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会 会長)  
服部 亮二 (豊田市ボランティア連絡協議会 監事)  
古川 利孝 (豊田市区長会 理事)  
渡邊 正美 (連合愛知豊田地域協議会 代表)

・事務局

畔柳 寿文 (総務部長)  
塚本 誠 (総務部調整監)  
中川 恵司 (総務部総務担当専門監)  
吉澤 英俊 (人事課副主幹)  
大久保英幸 (人事課係長)  
近藤 卓也 (議会事務局局長補佐)  
野口 啓一 (議会事務局係長)  
広瀬 誠 (議会事務局係長)

● 傍聴人 0人

### 【議 事 録】

◎会長あいさつ

(会 長) こんにちは。この審議会は色々な意見が出てきており、まとめるのが難しいような点もあった。妥協していただいた委員もいるかもしれないが、合意を得ることができたと考えている。今日は事務局から答申書(案)を出していただいたので、加筆、修正の作業になると思うがよろしく願いしたい。

(事務局) それでは、審議に入る。ここからの議事進行は今川会長にお願いしたい。

## ◎議 事

### 1 傍聴人の確認について

———— 今回傍聴人なし ————

### 2 第4回審議会会議録について

(会 長) 第4回審議会の会議録について、本日委員の皆様へ配付されている。会議録の確認の流れについて事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 本日配付させていただいた第4回審議会の会議録は、持ち帰って内容をご確認いただき、修正等があれば28日の金曜日までに事務局へご連絡いただきたい。

### 3 答申書の内容について

(会 長) 前回の審議会では、最終結論として、市長、特別職の給料は据え置きとする。市議会議員の議員報酬については据え置きとする。政務調査費も据え置きとする。政務活動費については、使途基準の改正が行われ、要請、陳情に係る経費、広報広聴等の対象項目として、ホームページ維持管理費、文書通信費の拡大が行われた場合、上限15万円を妥当とすると当審議会では結論を出した。本日の審議会では、その結論に基づいた答申(案)を事務局から提示していただき、順に検討することとする。事務局より答申(案)の説明をお願いしたい。

(事務局) 答申書(案)について、一つ一つ内容を区切って確認しながら進めていく

始めに、一点目は市議会議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額について、二点目は市議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額についてとなっている。

1 ページ第1の答申内容について、1市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額、以下これは特別職等の報酬及び給料の額とさせていただくが、これについては、次のとおりとすることが適当であるとして、議長、副議長、議員、市長、副市長、教育長、事業管理者、常勤の監査委員について、改定額は据え置きということになっている。

2市議会の会派又は議員に交付する政務調査費の額については、現行の議員一人あたり、年額38万円を据え置くことが適当である。このような答申の内容となっている。

3付帯意見として、今回、政務調査費の額は、現在の使途基準に対して

据え置くこととしたが、地方自治法の改正に伴い、「政務調査費」から「政務活動費」への移行途上であることを踏まえ、使途基準への追加が検討されている「要請・陳情に係る経費」及び「広報広聴費の対象項目（ホームページ維持管理費、文書通信費）の拡大」を含めて審議を深めた。

次期、市議会定例会において使途基準の改正が行われた場合については、これらの活動は、速やかに実施に移すことが市民からの期待に応えることであり、その経費についても加えて措置することが妥当であると判断した。

その加えるべき額は、15万円が妥当との意見を得た。

議論の詳細については後述の「第4 政務調査費の額についての考え方」のとおりとして、後ほど記載している。

ここまでのところでご意見、修正などあれば。

(会 長) 表現などご指摘などあればお願いします。

—— 委員より修正の発言なし ——

(会 長) では、続いて2ページ目第2審議経過をお願いします。

(事務局) それでは、2ページ目審議経過を説明する。

当審議会は、平成24年10月26日に貴職から特別職等の報酬及び給料の額並びに政務調査費の額の改定の是非、改定額及び改定の時期について意見を求められた。

これに対し、当審議会は、前回の審議会以降の社会経済情勢の変化や、国、他の中核市及び県内各市の状況、本市の財政状況や業務の変化など、本市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、別記の参考資料に基づいて慎重に検討した結果、上記の結論に達した。として、1に審議を行った開催日を記載している。次に、2指標として、特別職等の報酬及び給料の額について審議するにあたり、特別職等の職務内容とその職責を十分認識するとともに、いわゆる情勢適応の原則や均衡の原則をも斟酌し、以下の基礎的指標を参考として、適正な額を決定することとした。こちらアからカまで資料で配布させていただいたものを並べている。

また、政務調査費の額に関しては、現行の使途基準に照らし合わせて、次の指標を参考にして額の妥当性を審議した。こちらもキ、ク、ケと書いてある。審議いただいた時に、それぞれ資料で参考にさせていただいた。

資料2ページまでで何かあれば。

(会 長) 審議経過について何かあるか。

—— 委員より修正の発言なし ——

(会 長) 続きまして、3ページの説明をお願いしたい。

(事務局) 3ページの第3特別職等の報酬及び給料の額についての考え方について説明させていただく。本市においては、平成17年の市町村合併により都市の構造変化や都市内分権の推進、多様化する市民ニーズへの対応など、取り組むべき行政活動や議会活動の範囲が拡大してきた。そのような背景を受け、市長等特別職及び市議会議員の職務はますます多様化、広域化、高度化するとともに、その職責も一層重いものとなり、これらに対応するための高度な政策形成能力が求められている。

特別職等の報酬及び給料の額は、その果たすべき役割及び責務に対応することが必要であり、これに加えて、一般職の給与改定及び国の特別職の報酬等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案すべきである。

また、いわゆる情勢適応の原則の観点から、改定の是非を議論するひとつの要素として人事院勧告があり、その動向を踏まえておく必要がある。前回の審議会以降の人事院勧告は、平成23年度は引き下げ、平成24年度は据え置き勧告であった。均衡の原則の観点から、行政需要や財政規模等が同程度である中核市との状況比較を踏まえることも必要であると考える。

一方、日本経済の状況は、昨年3月に発生した東日本大震災によるエネルギー問題、欧州の経済不安や中国経済の先行き不透明感等から不安定な状況にあり、民間においてはいまだ回復の兆しが見えない状況にある。

本市における財政状況を見ると、大幅な市税収入の回復が見込めず、通常、普通交付税不交付団体である本市は、その減収を基金と市債に頼らざるを得ず、その中で行政水準を維持させなければならないという厳しい行財政経営が想定される場所である。

当審議会では、以上の基本的視点に基づいて、改定の是非を決定することが適当であると判断した。

(会 長) 第3の部分について何かあればよろしくをお願いしたい。

—— 委員より修正の発言なし ——

(会 長) では、続きまして1市長等特別職の給料の額についてよろしく申し上げます。

(事務局) それでは、1 市長等特別職の給料の額について説明する。市長等特別職の給料の額については、一般職の給与改定と必ずしも連動するものではないが、当審議会では、これまでも前回の審議会後における本市の一般職員の給与改定を参考にして給料額改定の答申を行ってきた。この考え方を基本とすると、平成23年度の改定状況は引き下げ、24年度は据え置きであったことから、平成23年度の一般職員の平均給与改定率マイナス0.2%が基準となる。

今回の審議において、市長を始めとする特別職の職務は、市町村合併や経済情勢の変化により広域化、多様化し、質的にも量的にも拡大しており、また、日々の公務状況を鑑みてもこれに見合う給料にすべきであり、引き上げるべきとの意見のほか、情勢適応の原則の観点から、一般職の給与が引き下げられているのであれば、特別職についても同様に引き下げるべきであるとの意見、更には、他の中核市の状況や一般職の給与改定の状況、市長の職務の多忙性など総合的に勘案して据え置くべきであるとの意見が出された。

当審議会として意見をとりまとめるにあたり、昨今の経済情勢、国家公務員を始めとした公務員の給与等を取り巻く環境、他の中核市の状況など検証を行った。結果として、市長の現行給料額1,129,000円は、41市の平均値1,102,244円を若干上回るものの、ほぼ中位に位置していること。また、公務員の給与等を取り巻く環境は引き下げ基調であること。最近の製造業を中心にした企業の業績悪化により税収減の影響から予算の削減等社会情勢を考慮する必要があるが、厳しい時こそますます市長等のリーダーシップが求められていることなどを総合的に勘案し、市長を始めとする特別職の給料は据え置きが妥当であると判断した。

(会 長) いまの部分についていかがか。意見が分かれたところである。

(委 員) 説明の最後の部分について、リーダーシップの内容を強めたらどうかと考えている。自分の提案を読み上げる。「厳しいときこそ市長の適切な政策判断が問われ、その実効性を高めるためにますますリーダーシップが求められている。従って、このようなことを総合的に勘案し、市長をはじめとする特別職の給料は据え置きが妥当であると判断した。」そのような表現はいかがか。最初の厳しい時こそますます市長等の等を消して、消すと言うのは監査委員があるので、ただ、次の文書で従ってこのようなことを総合的に勘案し、市長をはじめとする特別職のというところで、総合的に勘案するというところで、特別職全体を見ていると理解したらいかがか。

(委 員) いいのではないか。

(会 長) 他に指摘があればお願いしたい。

(事務局) 本日意見をいただいたもの、また、連絡をいただいたものを反映し、次回の冒頭で確認させていただきたい。

(会 長) 次回は簡単な修正しかできないので、ご意見があれば、次回までに事務局へお願いしたい。では、2市議会議員の議員報酬の額について説明をお願いしたい。

(事務局) 2市議会議員の議員報酬の額について説明する。当審議会では、市議会議員の議員報酬の額については、一般職員の給与における平成23年度、24年度の改定状況を基本とすることとしたが、一方、広大な市域であることや都市内分権により議員の職責が増加したことから、議員活動に尽力するためにも相応の報酬が必要であることや均衡の原則の観点から、人口規模類似の中核市の報酬額及び全中核市の平均報酬額との比較も考慮した。

また、現在の厳しい社会経済情勢により企業の業績回復がまだ見込めず税収減の影響が引き続き予測され予算の削減等考慮する必要があるが、厳しい時こそ市民の意見を市政に反映させるために活発な議員活動は不可欠であり、その期待を込めて市議会議員の議員報酬の額は、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

(会 長) 今の案についていかがか。

(委 員) 議員報酬は他市と比較して若干低かった。その分何回か補正を行ってきたという一文を入れたらどうか。そうすると、今回の引き下げを考えないということになる。

(委 員) 「活発な議員活動は、政策の企画立案等に不可欠であり、その期待を込めて」といような表現はいかがか。

(会 長) 議員の政策立案能力が必要であろうという意見であった。他にいかがか。

———— 委員より修正の発言なし ————

(会 長) では、続いて第4 政務調査費の額についての考え方こちらをよろしくお願いしたい。

(事務局) 第4政務調査費の額についての考え方の1政務調査費の額について説明させていただきます。

現行の本市の政務調査費は、一人当たり年額380,000円で中核市の中で最も低い額となっており、中核市平均の1,160,000円を大きく下回っている状況にある。これは、他の中核市の多くが、本市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、本市においては、調査旅費、研究研修費、資料作成費などの範囲に限定していることが要因となっているが、使途の範囲を限定することでより透明性の高い運用がされていると評価できる。

したがって、この限定された使途基準においての実績等から判断すれば、現在の政務調査費の額は適切であり、今回は据え置くことが妥当であるとの結論に達した。以上になる。

(会長) 今の部分に意見はあるか。

(委員) 低い額の内訳がきちんと、織り込まれているので良い表現だと思う。

———— 委員より修正の発言なし ————

(会長) 次に進める。

(事務局) 2政務活動費への移行による使途基準拡大に伴う額の考え方について説明する。

昨年9月に改正地方自治法が公布され、名称が政務調査費から政務活動費となり「その他活動」が認められ、併せて使途基準の範囲を条例で定めることとなった。このことを受け、現在、新たな使途基準として議員活動のひとつである要請・陳情に係る経費を加えることが検討されていること、また、現在の広報広聴費の対象項目の拡大としてホームページ維持管理費、文書通信費等が検討されていることを踏まえ、必要な条例改正がなされた場合には、引き上げ要素としてこれらを考慮すべきと判断した。

引き上げ額については、新たな使途基準に要請・陳情に係る経費が認められた場合、年間2回、1回につき50,000円を想定し、上限100,000円が妥当であると判断する。また、広報広聴費の対象項目にホームページ維持管理費、文書通信費の拡大が認められた場合、引き上げ額は上限50,000円が妥当であると判断する。

なお、新たな使途基準に追加検討されている海外調査旅費については、額の審議はその運用基準をもとに検証する必要があると判断し、今回は引き上げ要素として考慮しない。次回以降、基準を整理しその額についての

検証をした上で当審議会で改めて議論すべきものと判断したことを付け加えておく。

(会 長) 政務調査費から政務活動費への移行に伴う使途基準の拡大について、何かご意見あれば伺いたい。

(委 員) 次回以降、基準を整理しその額について検証とあるが、次回以降はいつになるのか。

(事務局) この審議会が開かれる2年後になる。

(委 員) 2年後では、状況が変わっていると思う。

(事務局) 定例的には2年後になる。ただ、情勢が大幅に変わったとなれば、臨時的に開くことが無い訳ではない。海外調査費となると、額が大きく変動する可能性もあるので、必要と言う意見と慎重に取り扱うべきという意見の両方が出たと思うので、一度、議会での議論を見て、基準がどうなるのか、実態がどうなのか、海外旅費は、以前は直接市費で出していたので、その辺りの整理も必要と思っている。基準ができたからすぐ会議を開くということではなく、必要があれば臨時的に開くことがあり得る。2年後まで絶対に開かないということではない。

(委 員) そこも含めてのことか。

(事務局) そのため、2年後とは記載せず、次回と書いている。

(委 員) 理解した。

—— 委員より修正の発言なし ——

(会 長) では、おわりにの部分をお願いします。

(事務局) おわりにとして、日本経済は、企業収益や雇用情勢など不安定で厳しい状況が続き、本市においても厳しい行財政経営が想定される中、行政需要は引き続き増加し、新たな行政課題への適切な対応が求められている。

また、自治体を取り巻く環境においても、少子高齢化への対応や地方分権の推進、歳出・歳入の一体改革など大きな行政課題を抱え、自らの判断と責任が求められており、大きな変革期を迎えようとしている。



このような社会経済情勢に対応するため、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表である市議会議員及び議会の果たすべき役割及び責務は、ますます増大しており、その行政手腕や議会活動に対して、これまで以上に大きな期待が寄せられている。

これらのことを十分認識され、今後も市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層のご尽力をお願いするものである。以上である。

(会 長) 最後のところなので、何か入れたい言葉などあれば。

(委 員) 今は、国から仕事が政令市、中核市へとどんどん下りてきていると思うので、そのような表現を入れたらどうか。仕事はどんどん増えていくと思うので。

(事務局) 地域主権改革一括法ができ、この12月にもそれに関する条例案を26本議会に提案している。国から権限委譲なり、基準を基礎自治体で定めるといふ法律改正に伴い、豊田市が基準を定める、そういう動きがある。したがって、責務は重くなってくる。

(委 員) 政権が交替したが、そのまま生きていくのか。

(事務局) 政権が替わって法律を変えれば方向は変わる。ただし、世の中の流れでは、中央集権に戻るといふことはしばらく無いだろう、地方分権の流れは時代の趨勢と捉えている。

(会 長) 後は、委員名簿になる。間違いなどないか。いただいた意見により事務局で修正し最終の答申としたい。答申は事務局より事前に各委員へ送付していただき、委員はご確認いただきたい。

以上